

椋山女学園大学現代マネジメント学部紀要「社会とマネジメント」投稿規程

1. (投稿資格) 「社会とマネジメント」の投稿資格は、現代マネジメント学部の専任教員(以下、専任教員という。)に付与される。共著の場合には、専任教員を第1執筆者とし、かつ総執筆者数の1/2以上は、専任教員でなくてはならない。ただし、現代マネジメント学部に所属する客員教授は、編集委員会が必要と判断した場合、下記掲載内容分類A. B. の投稿について、かつ単著の場合に限って、投稿資格が付与される。これ以外の者については、個別に編集委員会が教授会に諮り、教授会で承認された場合、下記掲載内容分類A. B. の投稿について、かつ単著の場合に限って、投稿資格が付与される。
2. (掲載料) 原稿の掲載については、掲載料を徴収することがある。掲載料の金額については、編集委員会が別途指示する。共著の場合には、執筆分担分に応じて掲載料の金額を割り出すものとする。ただし、執筆分担部分が特定できない場合には執筆人数に応じて均等割りとする。
3. (投稿目的) 投稿原稿は、学術教育・研究を目的として執筆されたものに限る。
4. (投稿原稿) 投稿原稿は、著者自身の手による未発表かつ完全原稿であって、次のA. からE. までの分類のいずれかに当てはまり、著者がいずれの分類に投稿したかを明示したものでなくてはならない。編集委員会は、この著者の投稿分類を不適当と判断した場合、著者にその投稿分類を変更させることができる。
 - A. 論文
 - B. レビュー論文
 - C. 研究ノート(論文形式に加筆修正された講義ノートを含む)
 - D. 書評
 - E. その他
5. (書式等) 投稿原稿は、以下に従って作成されたものでなければならない。
 - (1) 原則として原稿はテキストファイルで提出する。なお仕上がりの見本として印刷されたものを一部併せて提出する。
 - (2) 原稿の冒頭には以下を記入する。
 - ・表題(和文・外国語文)
 - ・氏名(和文・外国語文)
 - ・所属、職名
 - (3) その他
 - ・脚注、注、引用文献等については、各研究分野の慣習に従って記す。脚注を付ける場合には、本文中の該当頁に横線を引き、その下に脚注であることが判るように記す。
 - ・研究論文については、20,000字(400字×50)、研究ノートその他については、12,000字(400字×30)をそれぞれ超えないものを原則とする。外国語文もこれに相当する量とする。
 - ・図表等を用いる場合には、別紙に作成したものを印刷原稿に添付するものとする。また、該当頁におおよその割り付けをして本文原稿右横の空白にその旨を明示する。
 - ・写真はモノクロ写真を原則とする。本文用紙と同じ大きさの台紙に貼り、原稿末尾に入れる。原寸大でない場合には、出来上がりの寸法を明記する。カラー写真の場合には実費を徴収する。
6. (要約等) 投稿原稿には、論文内容を簡明に表した外国語300語(又はそれに相当する字数)又は邦語1,000字以内の要約、重要概念、及び邦語による著者紹介(職位、学位、研究業績等)を添付しなければならない。これらにかかる書式等については編集委員会の指示に従わなければならない。
7. (校正) 著者校正は、原則として2回までとする。校正時の大幅な加筆・修正は認められない。
8. (印刷) 抜刷が必要な場合には、希望部数を投稿申込書に記入する。刊行予算が不足する場合には、抜刷は部数に応じて実費負担とする。
9. (期日等の遵守) 執筆者は原稿の投稿期日、校正期日その他編集上必要な事項について、編集委員会が適宜行う指示に従わなければならない。編集委員会の指示に従わない場合には、編集委員会は次号への掲載の延期その他適切と判断する措置を採ることができる。
10. (学部教授会の権限と編集委員会への委任)
 - (1) 現代マネジメント学部教授会は、「社会とマネジメント」の編集、刊行、機関リポジトリにおける公開その他の関連する一切の事項について、適切なあらゆる措置を採る権限を有する。本項でいう措置には、研究不正にかかる当該原稿の掲載拒絶、刊行された論説等の取下げ、または機関リポジトリでの公開停止等に関するものを含むものとする。
 - (2) 現代マネジメント学部教授会は、前項の権限とその行使について、議決に基づき、編集委員会に委任することができる。
11. (著作権) 「社会とマネジメント」に掲載された原稿の著作権は、学校法人椋山女学園に帰属する。

「社会とマネジメント」編集委員会